

会員会則

(会員)

第1条 会員とは、NPO法人全国就労移行支援事業所連絡協議会（以下、「協議会」という。）が定める定款第6条に記載されている者をいう。

2 会員は、協議会が定める定款第3条の目的及び行動指針に賛同した就労移行支援事業所等の団体及び個人とし、入会を申請し協議会がこれを承認した者をいう。

3 就労移行支援事業所の会員は、障害福祉サービス等情報公表制度において、障害福祉サービスの内容等（特に就労実績等）を報告し公表するものとする。

(会員の種類)

第2条 会員の種類は正会員と賛助会員とし、賛助会員は総会での表決権を持たないが、協議会の提供するサービスは正会員と同様とする。

2 正会員は就労移行支援事業所の団体単位とし、一事業所一表決権とする。

3 入会時に事業所を代表する個人を登録することとし、変更があった場合は協議会に届け出るものとする。

4 一法人で表決権を有する事業所は2カ所を上限とし予め協議会に届出るものとする。

5 一法人で3カ所以降の事業所については賛助会員とする。

6 就労移行支援事業所を営まない団体や個人については賛助会員とする。

(会費)

第3条 協議会は毎年6月までに当該年度の会費を会員に請求することとし、会員は6月末までに所定の方法で会費を納入することとする。

2 年度途中で入会した場合でも年額の会費を納めることとする。

3 年度途中で退会した場合でも会費は返還しない。

定款第3条

この法人は、障害のある人への就労支援をライフキャリア支援と捉え、適切で良質なサービスが提供できるよう就労移行支援事業所の従事職員等に対して、障害者の就労支援に関する研究研鑽に関する事業を行い、障害者雇用の促進により障害者の社会的自立及び地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

会員行動指針

全国就労移行支援事業所連絡協議会に加盟する会員事業所は下記を行動指針とし、事業所運営を行います。

1. 私たちは、会の活動を通して、社会全体のノーマライゼーションの促進と共生社会の実現を目指します。
2. 私たちは、障害者の就労、ならびに就労支援の重要性を多くの国民に理解してもらおうべく、会を通じて以下の活動を継続します。
 - 障害者の一般就労が促進されるよう、制度の運用状況の情報収集や整理を行い、制度や政策に対して提言を行います。
 - 実践や事例発表を通して、全国の就労移行支援事業所の就労支援スキルの向上と、ノウハウの共有を図ります。
3. 私たちは、就労支援をライフキャリアの支援と捉え、職業紹介だけでなく、障害者の生活全体を支援します。
4. 私たちは、事業所の利益のみを追求せず、関係機関から信頼され、地域社会へ貢献する活動を行います。